

公開買付説明書

2024年6月

ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー
(Hebara Holdco II, L.P.)
(対象者：サン電子株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィルミントン、1209 オレンジストリート19801(1209 Orange Street, Wilmington, New Castle County, Delaware USA19801)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 新川 麻
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【電話番号】	03-6250-6200(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 飯永 大地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、サン電子株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性があります。
- (注14) 公開買付代理人及びその関係者は、その通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が適用のある法令に則り日本で開示された場合には、当該情報は当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	9
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	14
6 【株券等の取得に関する許可等】	15
7 【応募及び契約の解除の方法】	16
8 【買付け等に要する資金】	21
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	23
10 【決済の方法】	23
11 【その他買付け等の条件及び方法】	24
第2 【公開買付者の状況】	26
1 【会社の場合】	26
2 【会社以外の団体の場合】	26
3 【個人の場合】	27
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	28
1 【株券等の所有状況】	28
2 【株券等の取引状況】	29
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	29
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	29
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	30
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	30
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	30
第5 【対象者の状況】	31
1 【最近3年間の損益状況等】	31
2 【株価の状況】	31
3 【株主の状況】	32
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	33
5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】	33
6 【その他】	34
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	35

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

サン電子株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、米国デラウェア州法に基づき、2024年3月28日に設立されたリミテッド・パートナーシップです。本書提出日現在、True Wind Capital II, L.P.及びTrue Wind Capital II-A, L.P.の2つのファンドが、公開買付者の持分の全てを所有しております。これら2つのファンド及び公開買付者のジェネラル・パートナーはTrue Wind Capital GP II, LLCです。True Wind Capital II, L.P.及びTrue Wind Capital II-A, L.P.は、米国デラウェア州法に基づきリミテッド・パートナーシップとして設立された投資助言を行う会社であるTrue Wind Capital Management L.P.により管理されています(関係会社及び関連ファンドを含め、以下「True Wind」といいます。)。公開買付者は本書提出日現在において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者株式を100株(所有割合:0.00%)所有しております。True Windは、本書提出日現在において、公開買付者を通じて所有する当該対象者株式100株(所有割合:0.00%)以外に、対象者株式を所有しておりません。

(注1) 「所有割合」とは、(i)対象者が2024年5月14日に公表した「2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(24,007,728株)に、(ii)公開買付者が2024年5月22日付で取得した対象者の法人登記(以下「対象者登記」といいます。)に記載された2024年5月22日現在の全ての新株予約権(第5回新株予約権81個(目的となる株式数:8,100株)、第6回新株予約権150個(目的となる株式数:15,000株)、第9回新株予約権4,664個(目的となる株式数:46,640株))の目的となる対象者株式の数(69,740株)を加算した株式数(24,007,468株)から、(iii)対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,769,277株)を控除した株式数(22,308,191株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じとします。

公開買付者は、本公開買付けにより取得する対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。また、公開買付者は、対象者の経営陣及び取締役会との建設的な対話を通じて、対象者の中長期的観点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指しています。

なお、本公開買付けは、本公開買付け後において、対象者の支配権を取得すること又は取締役の派遣により対象者の経営に直接的に関与可能となることを目的とするものではなく、公開買付者は、本書提出日現在において、それらの予定・見込みを有しておりません。但し、対象者の経営陣及び取締役会との対話の過程で、重要提案行為に該当する提言を行う可能性はあります。予定している取引は対象者の支配権に影響を及ぼし得る数の株式を取得するものではないものの、公開買付者は次の理由から、市場内取引ではなく公開買付けにより対象者株式を取得することが、対象者の株主の皆様への利益に最も資すると思われました。第一に、本公開買付けのプロセスでは、公開買付者が対象者株式を取得する理由及び条件についての開示が定められております。これにより、対象者の株主の皆様は、十分な情報と熟慮期間を得た上で、本公開買付けに応募するかどうかの判断をすることができます。第二に、本公開買付けに応募する対象者の株主の皆様全員に、買付予定数の上限に至るまで、保有する対象者株式の現金化の平等な機会を提供することが可能となります。第三に、公開買付者としては、本公開買付けを通じて公開買付者が有意な割合の対象者持分を保有することにより、公開買付者の利益と対象者の長期的な企業価値向上を密接に整合させることができると考えています。対象者株式の市場内取引の平均売買高が少ないことから、公開買付者が望む割合の対象者株式を合理的な期間内に取得するためには、対象者の株主の皆様にとっても公平な手続である公開買付けの手続によることが妥当であると判断しました。

本公開買付けにおける買付予定数の上限について、公開買付者は、本書提出日現在、(i)本公開買付けにより対象者株式を上場廃止にする意図はなく、対象者株式の流通株式比率(注2)を踏まえて、上場廃止基準に抵触しないように配慮した買付予定数の上限を設定する必要があること(注10)(注11)、(ii)対象者の経営陣、取締役会、株主、その他のステークホルダーに対し、公開買付者が対象者の経営を支配すること又は取締役の派遣により対象者の経営に直接関与することは考えていないこと、及び株主総会の特別決議事項について実質的な拒否権を有することとなる数の議決権を取得するつもりがないことを明確に示すことが望ましいと考えたことから、持分法の強制適用の基準を下回る水準、具体的には公開買付者の本公開買付け後の所有割合にして20.00%に至らない水準である買付予定数である4,239,500株(所有割合:19.00%)を上限といたしました。したがって、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(4,239,500株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 「流通株式比率」とは、流通株式数(注3)を、上場株式数(自己株式を含みます。以下同じとします。)で除した値に100を乗じることで算出される比率(小数点以下第三位を四捨五入。以下、流通株式比率の計算において同じとします。)をいいます。なお、公開買付者は、対象者が2023年6月26日付で提出した第52期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)及び対象者が2023年11月14日付で提出した「第53期第2四半期報告書」(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)に基づき、2024年3月31日現在の対象者の流通株式比率を52.02%(注4)と考えております。

(注3) 「流通株式数」とは、上場株式数から、自己株式数、主要株主(上場株式数の10%以上を所有する者)が所有する株式数、役員等所有株式(上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が保有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員が所有する株式)、並びに、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式、及びその他東京証券取引所が固定的と認める株式数を控除した株式数をいいます。

(注4) 2024年3月31日現在の対象者の上場株式数24,007,728株から、公開買付者が対象者有価証券報告書及び対象者第2四半期報告書に基づき流通株式でないと考えられる対象者株式の数(11,519,348株)(注5)を控除した株式数(12,488,380株)を、2024年3月31日現在の対象者の上場株式数24,007,728株で除した値に100を乗じて得た比率です。

(注5) 公開買付者は、対象者有価証券報告書及び対象者第2四半期報告書に基づき、東海エンジニアリング株式会社(以下「東海エンジニアリング」といいます。)が所有する対象者株式(4,267,600株)(注6)、株式会社藤商事(以下「藤商事」といいます。)が所有する対象者株式(940,000株)(注7)、Oasis Management Company Ltd.(以下「Oasis」といいます。)が保有する対象者株式(4,510,971株)(注8)、対象者の取締役である内海龍輔氏が所有する対象者株式(1,400株)、対象者の取締役である木村好己氏が所有する対象者株式(4,500株)、対象者の取締役であるヤコブ・ズリッカ氏が所有する対象者株式(700株)、対象者の取締役である岩田彰氏が所有する対象者株式(500株)、対象者の取締役である武藤靖司氏が所有する対象者株式(400株)、及び2024年3月31日現在の対象者が所有する自己株式(1,769,277株)、並びにサンワテクノス株式会社(以下「サンワテクノス」といいます。)が2023年6月27日付で提出した第75期有価証券報告書に基づき、サンワテクノスが所有する対象者株式(24,000株)(注9)を対象者の上場株式数のうち、流通株式でない株式だと考えております。

- (注6) 対象者第2四半期報告書に記載の東海エンジニアリングの所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、東海エンジニアリングは対象者の上場株式数の10%以上を所有する者(主要株主)に該当するため、東海エンジニアリングが所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注7) 対象者第2四半期報告書に記載の藤商事の所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、藤商事は国内の事業法人に該当するところ、藤商事が2023年6月29日付で提出した「第58期有価証券報告書」によれば、対象者株式の保有目的は、「資本・業務提携契約を締結しており、商品戦略の共有や技術者・開発者の交流を進めるなど、提携関係の強化を図ることで、企画・開発力の向上を目的として保有」とされていることから、藤商事の所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注8) Oasisが2024年3月26日付で提出した「変更報告書(5)」に記載のOasisが保有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、Oasisは対象者の上場株式数の10%以上を所有する者(主要株主)に該当するため、Oasisが所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注9) サンワテクノスが2023年6月27日付で提出した第75期有価証券報告書に記載の、サンワテクノスの所有する対象者株式の数。なお、公開買付者は、サンワテクノスは国内の事業法人に該当するところ、当該有価証券報告書によれば、対象者株式の保有目的は、「電子部門事業における取引先であり、取引関係の維持・強化のために保有」とされていることから、サンワテクノスの所有する対象者株式は流通株式に該当しないと考えております。
- (注10) 対象者の2024年3月31日時点の流通株式比率を52.02%と仮定し、かつ、本公開買付けによって、公開買付者が買付予定数の上限(4,239,500株)に相当する数の流通株式を買付けたと仮定すると、対象者の流通株式比率は34.36%となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の1つである流通株式比率25%を上回る水準となります。
- (注11) 本公開買付けによって、公開買付者が買付予定数の上限(4,239,500株)に相当する数の流通株式を買付けたと仮定すると、対象者の流通株式時価総額(注12)は230億8,734万5,366円となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の1つである流通株式時価総額10億円を上回る水準となります。
- (注12) 「流通株式時価総額」とは、流通株式数に、流通株式数の基準日以前3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じた金額をいいます。本書における対象者の流通株式数の算定は、前記(注2)のとおり2024年3月31日を基準日としていることから、「基準日以前3か月間の東京証券取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値」は2024年3月31日を基準とした過去3か月間を用いて計算します。本公開買付け前の対象者の流通株式時価総額は、2024年3月31日現在の対象者の流通株式数を12,488,380株と仮定し、対象者の2024年1月から3月の期間の終値平均(2,798.88円。小数点以下第三位を四捨五入しております。)を乗じた金額(349億5,347万7,014円)となります。

公開買付者は、本公開買付けにより取得した対象者株式の値上がり益及び配当金を得るという目的を達成するためには、対象者の経営陣との建設的な対話を通じて、対象者の中長期的な企業価値及び株式価値の向上に貢献することが重要であると考えています。そのため、公開買付者は、対象者の経営陣及び取締役会から真摯かつ誠実に意見を聞いて頂ける水準の対象者株式を保有すること、及び対象者の株主の皆様の利益と公開買付者との利益を密接に整合させることが必要であると判断しました。上記観点から必要となる対象者株式数及び上場会社と協働して長期的な企業価値の向上を実現してきたTrue Windの豊富な投資経験を踏まえ、買付予定数の下限を3,793,400株(所有割合：17.00%)に設定いたしました。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,793,400株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限(3,793,400株)は、対象者の筆頭株主の所有株式(対象者第2四半期報告書によれば、2023年9月30日現在で、4,267,600株(所有割合：19.13%))よりも相応に低い数字となります。

なお、公開買付者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本公開買付けに先立って対象者と本公開買付けに関する協議は行っておりません。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者及び対象者の概要

ア 公開買付者の概要

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、米国デラウェア州法に基づき、2024年3月28日に設立されたリミテッド・パートナーシップです。本書提出日現在、True Wind Capital II, L.P.及びTrue Wind Capital II-A, L.P.の2つのファンドが、公開買付者の発行済み持分の全てを所有しております。これら2つのファンド及び公開買付者のジェネラル・パートナーはTrue Wind Capital GP II, LLCです。True Wind Capital II, L.P.及びTrue Wind Capital II-A, L.P.は、米国デラウェア州法に基づきリミテッド・パートナーシップとして設立された投資顧問会社であるTrue Wind Capital Management L.P.により管理されています

True Windは、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. (関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。)のグローバルテクノロジープラクティスを創設したパートナー陣により設立された、テクノロジー企業による産業変革を支える長期成長を重視するプライベート・エクイティ投資会社です。True Windの創設パートナーは、KKRにおいて、世界各国における30件以上の投資(投資総額750億米ドル以上)に際して、投資専門家として主導的な役割を果たしてきました。True Windは、支配権取得を目指すバイアウト、親会社から、その子会社をグループ外へカーブアウトする案件、マイノリティ投資及び上場会社投資を含む、様々な種類の戦略投資を行っております。True Windは、13名の経験のある投資家を中心に、経営陣と一体となって、世界クラスのテクノロジー事業が大きな挑戦や機会を乗り越えていくことを手助けしてきたと考えております。具体的には、True Windは、優れた経営陣の登用やリテンション、売上の成長を加速させるための営業やマーケティングへの投資、効率性改善や大規模化を達成するためのテクノロジーの最新化を含む様々な手法により、投資先企業の経営陣を支援してきております。True Windは、2015年創設以降、13件ものプラットフォーム投資、及び20件以上の投資先における追加投資を行ってきました。True Windの本部はサンフランシスコにあります。

イ 対象者の概要

対象者有価証券報告書及び対象者のホームページによれば、対象者は、1971年4月に電子機器の製造、販売を目的としてサン電子株式会社として愛知県江南市に設立され、2002年3月には、日本証券業協会に店頭登録銘柄として対象者株式を登録したとのことです。対象者有価証券報告書によれば、その後、対象者株式は、2004年12月には株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に上場され、2010年4月に行われたジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)との合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q市場に上場され、2010年10月に行われた市場統合に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q(スタンダード)に上場され、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所との合併に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q(スタンダード)に上場され、その後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、本書提出日現在は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者有価証券報告書によれば、対象者グループ(対象者及び対象者の関係会社)は、対象者、子会社7社、関連会社14社により構成されており、「グローバルデータインテリジェンス事業」(モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売、モバイルデータソリューションの開発・販売)、「エンターテインメント関連事業」(遊技機部品・遊技機制御基盤・遊技機向け樹脂成形品等の開発・製造・販売)、「新規IT関連事業」(M2M通信機器及びIoTソリューションの開発・製造・販売、B2B向け業務支援システムの開発・販売)を主たる業務内容として事業活動を展開しているとのことです。

対象者有価証券報告書、対象者が2021年4月8日付で公表した「当社連結子会社CellebriteのTWCとの合併(De-SPAC)による米国ナスダック市場上場及びCellebrite株式の譲渡による譲渡益の計上、並びにCellebriteからの配当受領に関するお知らせ」、2021年8月10日付で公表した「当社連結子会社Cellebriteの米国証券取引委員会あて「Form F-4」の提出及び委任勧誘状(最終目論見書含む)の提出とその効力発生について」、2021年8月30日付で公表した「当社連結子会社CellebriteのDe-SPAC完了について」、及び2021年9月1日付で公表した「当社連結子会社CellebriteのNASDAQ上場に関するお知らせ」によれば、対象者は、2021年3月期における経営体制の変更以降、企業価値の源泉を最大限に活用し、事業の継続的かつ持続的な成長の実現を通して、企業価値を最大化することを基本方針として経営を進めていたところ、2021年8月から9月にかけて、一層の企業価値の最大化を目指すべく、対象者の主力事業を営む子会社であったCellebrite DI Ltd(以下「Cellebrite」といいます。)の事業の更なる成長を促すための資金調達、及び、対象者の新たな事業の柱を創出するための事業投資のための資金調達を目的として、NASDAQ Capital Marketに上場する特別買収目的会社であるTWC Tech Holdings II Corp(いわゆるSPAC(注)であり、以下「本SPAC」といいます。)との合併によりNASDAQ Global Select Marketへ上場させたとのことです。

(注) 特定の事業や売上を有さず、株式公開によって資金調達を行った後に、非上場の事業会社と将来統合することを目的として設立された特別買収目的会社のことをいいます。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

2021年8月に行われたCellebriteのNASDAQ上場以降、True Windは、対象者の所有するCellebriteの普通株式(以下「Cellebrite株式」といいます。)の市場価格が、対象者株式の評価に完全に反映されていない状況が続いてきたと考えております。より具体的には、True Windは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の時価総額(2024年6月7日現在約88,588百万円(同日の為替レートで約568.6百万米ドル))が、対象者が所有するCellebrite株式の価値(2023年12月31日現在、対象者はCellebrite株式を95,597,718株所有しており、その価値は約1,000百万米ドル(2024年6月7日現在の為替レートで約155,810百万円)を大幅に下回る価格で推移していると考えています。また、True WindはCellebriteの事業について深い知見を有しています。Cellebriteは、主にソフトウェア及びサービス事業で構成される、デジタル捜査ソリューションの業界を率いるサービスプロバイダーであり、これらのソリューションは、公共及び民間の顧客が捜査に係るワークフローを管理し、デジタル(データ)証拠への一層のアクセスを可能とすることに資するものです。True Windは、その関連法人であるTWC Tech Holdings II, LLCを通じて本SPACのスポンサーとなり、Cellebriteを本SPACとの合併を通じて2021年8月にNASDAQ Global Select Marketへ上場させているところ、True Windは、Cellebriteと本SPACとの合併に先立ち、その検討のために、2021年1月からCellebriteの事業に関するデューデリジェンスを行い事業への理解を深めました。また、Cellebriteと本SPACとの合併後、True WindはCellebriteの取締役会に対し当該合併後一定期間は2名の取締役候補者を指名する権利を取得し、True Wind指名の取締役は、Cellebriteの取締役としての職務を遂行する過程で、Cellebriteの事業に関する知見を蓄積し、また、Cellebriteの経営を支援してきました。True Windは、本書提出日現在、Cellebrite株式を13,387,500株(Cellebriteの発行済み株式総数に対して約7%の持分割合)を所有し、加えてCellebrite株式9,666,667株を追加で購入できる権利(Cellebrite株式の発行済み株式総数が2024年3月11日現在の205,297,065株から変動がないと仮定した場合、かかる権利を行使した後のTrue Windの持分割合は約10.72%となります。)を所有しております(なお、Cellebriteは、現在普通株式のみを発行しており、普通株式1株あたり1議決権が付与されております。)。また、True Windは、本書提出日現在、Cellebriteの取締役会に対し1名の取締役候補者を指名する権利を有しております。True Windは、対象者は、対象者の企業価値の向上及び中長期的な株主価値の向上に資するべく、Cellebriteとの間の資本関係や業務上の関係の更なる活用に向けて、より一層の取組みを行っていくことができると考えております。

2023年6月頃から、True Windは、対象者に対して、対象者の中長期的な企業価値を向上し、対象者の株主価値と対象者の本源的価値の乖離を縮小するための施策に関して、対象者の経営陣及び一部の取締役との対話を複数回実施して参りました。具体的には、2023年7月から同年10月にかけて実施された複数回の対話において、True Windは、収益増加、リソース配分、M&A取引、人的資本、及びガバナンス強化を含む様々な領域への投資においてTrue Windが提供できる付加価値を示すための資料を提供しました。その後、True Windは、対象者の非公開化に向けた協力関係の構築や第三者割当の方式による新株発行を通じたTrue Windによる対象者への投資等の戦略的な選択肢を含む、対象者の中長期的な企業価値及び株主価値の向上策の提案(以下「本企業価値向上策提案」といいます。)の概要を説明しました。2023年11月、True Windは対象者の代表取締役兼CEOである内海龍輔氏をTrue Windの本拠地であるサンフランシスコに招き、本企業価値向上策提案を正式に提示しました。当該面談の場において、対象者の経営陣は、本企業価値向上策提案について検討する旨の発言はあったものの、本企業価値向上策提案に含まれるいずれの戦略的な選択肢についても実際に検討を行う想定はない旨の姿勢を示し、その後、これらの選択肢に関して取り組もうとすることはなく、対象者から当該提案への対応として意義のある回答は何ら得られませんでした。

そのため、対象者が2023年11月28日付で公表した「2024年3月期第2四半期決算説明会説明資料」(以下「対象者第2四半期決算説明会説明資料」といいます。)30頁にも記載されているとおり、対象者株式の時価総額と対象者が所有するCellebrite株式の時価総額の間に継続的に差異が生じている状況を踏まえ、True Windは、2024年1月上旬、True Windによる対象者への投資について、更に検討を進めることを決定いたしました。

なお、True Windは、本企業価値向上策提案において、上記のとおり、対象者の株主価値向上のための広範な選択肢の提案を行いました。もっとも、その後も市場環境は変化していることから、True Windは、対象者の成長可能性、及び対象者の非公開化を含む、本企業価値向上策提案に含まれる戦略的な選択肢の実現可能性を更に検討しました。その結果、①対象者から本企業価値向上策提案への対応が何ら見られないこと、②対象者が2023年6月26日付で提出した臨時報告書によれば、対象者が2023年6月22日に開催した定時株主総会における各議案に対する賛成割合が最も低いもので87.97%であったところ、当該定時株主総会の基準日(2023年3月31日)時点の対象者の大株主の所有株式数に大きな変動が確認されていないこと(注1)を踏まえると、有意の割合の対象者の株主が対象者の現経営方針に賛同していると推測されることから、True Windは、本公開買付け後に、対象者の経営陣及び取締役会に対して、再度本企業価値向上策提案を行うことや対象者の非公開化を提案することは現時点では考えておりません。もっとも、上記のとおり、True Windは、対象者株式の市場価格は、対象者の資産(具体的には、対象者が所有するCellebrite株式)の価値に比して低い価格となっていると考えておりますが、対象者の経営方針を近い将来において変更しない場合であっても、対象者株式の市場株価、対象者が所有するCellebrite株式の数及び市場株価は全て公表情報であり、全ての投資家が知り得る情報であることから市場の原理によって当該差異は経年により解消され、対象者の株主に利益をもたらすと考えているため、対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的として、本公開買付けの実施を検討することといたしました。

(注1) 対象者有価証券報告書及び対象者第2四半期報告書によれば、東海エンジニアリング、藤商事、内海倫江氏及び渡辺恭江氏の2023年3月31日時点の所有株式数及び2023年9月30日時点の所有株式数は以下のとおりで変動がなく、かつ、東海エンジニアリングは2023年3月31日以降、大量保有報告書の変更報告書を提出していません。また、Oasisが2020年5月19日付で提出した大量保有報告書の変更報告書(4)の訂正報告書及び2024年3月26日付で提出した大量保有報告書の変更報告書(5)によれば、Oasisの2022年4月20日時点の所有株式数及び2024年3月18日時点の所有株式数は、それぞれ3,657,100株及び4,510,971株です。

	2023年3月31日時点	2023年9月30日時点
東海エンジニアリング	4,267,600株	4,267,600株
藤商事	940,000株	940,000株
内海倫江氏	680,000株	680,000株
渡辺恭江氏	680,000株	680,000株

具体的には、True Windは、Simpson Thacher & Bartlett LLP及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をリーガルアドバイザーとして選任し、前記「(1) 本公開買付けの概要」記載のTrue Windの投資目的、並びに対象者の経営陣及び取締役会にTrue Windとの建設的対話に真摯に応じてもらうために必要であると考えられる水準の対象者株式(具体的には、前記「(1) 本公開買付けの概要」記載の買付予定数の下限(3,793,400株)以上の数)を取得することについて、本格的な検討を開始いたしました。True Windは、かかる水準の対象者株式を取得する上で唯一の確実な方法は、本公開買付けによる方法のみと考えております。

True Windは、現時点では本公開買付け後に本企業価値向上策提案の再提出や対象者の非公開化の提案を対象者の経営陣及び取締役会に対して行うことは予定していないものの、業績向上及び資本の効率化を引き続き望んでおり、対象者の経営陣及び取締役会との対話を継続したいと考えております。True Windは、本公開買付けが成立した場合、対象者の経営陣及び取締役会に、True Windとの間での企業価値及び株主価値の向上に向けた建設的対話について、より真摯に対応いただけると考えており、それは、True Windにとっても、対象者株式の価格に生じている前記の課題の減少や解消について、また、対象者株主にとっての長期的価値向上に向け、対象者の経営陣に貢献できる機会が得られるものと考えております。

また、True Windは、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を決定するにあたって、相応の時間を費やしてデューデリジェンスを行いました。具体的には、対象者が2019年6月27日付で提出した「第48期有価証券報告書」(2021年3月15日付で提出した「第48期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、対象者が2020年6月26日付で提出した「第49期有価証券報告書」(2021年3月15日付で提出した「第49期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、対象者が2021年6月25日付で提出した「第50期有価証券報告書」、対象者が2022年6月27日付で提出した「第51期有価証券報告書」、及び対象者有価証券報告書の第一部「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」、及び「第5 経理の状況」欄、並びに対象者中期経営計画等の公開情報を上記のとおり分析し、応募株主に対して相当の価値を提供すべく対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムを付すことといたしました。公開買付け価格のプレミアムは、True Windが、対象者の業績及び資本効率が長期的に改善され、対象者が所有するCellebrite株式の価値を増加(対象者及びCellebriteとの間の戦略的提携の強化を通じた増加を含む。)させ続けることができれば、対象者の中長期的な観点での潜在的な企業価値及び株式価値は向上すると考えております。また、True Windは、現在の対象者株式の市場内取引量及び取引価格を踏まえると、True Windとしては市場内取引では実現が難しいと考える数量及び価格で、本公開買付けによって、対象者株主に対しその所有する対象者株式の売却機会を提供できると考えております。また、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑み、市場における株価の動向等、具体的には本公開買付けの公表日の前営業日である2024年6月7日の過去1ヶ月間の終値単純平均値である3,738円、過去3ヶ月間の終値単純平均値である3,443円、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である2,989円を参照し、それぞれの平均株価に対して、プレミアムを付した価格となる前提で本公開買付け価格を検討しました。また、本公開買付けに対する応募の見通しという観点から、下記とおり対象者の取締役会からの賛同を事前に取り付けていないことも踏まえて、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただくためのプレミアム水準を確保することを勘案し、本公開買付け価格を4,400円と決定いたしました。本公開買付け価格(4,400円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年6月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,690円に対して19.24%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値3,738円に対して17.71%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値3,443円に対して27.80%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値2,989円に対して47.21%のプレミアムを加えた価格となります。なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析につきましては、参考として初期的な分析を行ったものの、プレミアムの水準は各事例の当時の市場株価や公開買付け者が妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の支配権の獲得を目的とせず、本公開買付けに類似する目的及び買付予定数を設定している参照価値のある類似事例が極めて限定的であることから、直接的に比較することは不可能と判断し、本公開買付け価格の検討上は考慮しておりません。なお、公開買付け者は、上述の検証を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

以上の検討を経て、公開買付者は、2024年6月7日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、True Windは、本書提出日現在まで、対象者から本企業価値向上策提案に対する正式な回答を受領していません。公開買付者としては、かかる状況を踏まえ、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さく、他方で、True Windが本公開買付けを検討している事実を知る関係者が増加すると何らかの情報開示により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになる等のデメリットが大きいものと考えたことから、本公開買付けに先立って対象者と本公開買付けに関する協議は行わないこととしました。

③ 本公開買付け後の経営方針

True Wind及び公開買付者は、本公開買付け後、対象者の中長期的な企業価値向上に向けたエンゲージメント活動として、対象者の経営陣及び取締役会との間で真摯かつ建設的な対話を開始する予定です。対象者第2四半期決算説明会説明資料30頁記載のとおり、対象者自身も、対象者株式の市場時価総額が、対象者が所有するCellebrite株式の市場株価よりも遙かに低いという問題を認識しておりますが、本公開買付けが成立し、公開買付者が一定数量の対象者株式を所有するに至った場合には、対象者の経営陣及び取締役会において、かかる問題により高い関心を持ち、真摯に検討を行っていただけるものと強く期待しております。True Windは、現時点では具体的な提案を行う予定はなく、長期的にはかかる問題は市場の原理によって経年により解消されると考えておりますが、ファンドとして長期の投資期間を設定しているTrue Windは、そのような経年による解消が実現するまで対象者株式を保有することも可能であるため、かかる経年解消を待つことなく対象者株式の流動性を確保したい対象者の株主に対して、有意なプレミアムが付された価格で対象者株式を売却する機会を提供できると考えております。

本公開買付け後は、True Wind及び公開買付者は対象者の経営陣に対しエンゲージメント活動を行う株主の立場になり、対象者の中長期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた具体的な経営方針は、原則として対象者の取締役会が最終的に決定するものであると考えていることから、本書提出日現在において、(i)本公開買付けの成立後に対象者の支配権を取得すること(対象者の現任の役員の新任に反対することを含む。)、(ii)True Wind及び公開買付者を含む公開買付者グループから役員派遣を行うこと、(iii)臨時株主総会を招集したり、株主提案権を行使したりすることは、それぞれ予定していません。True Wind及び公開買付者は、対象者の1971年の設立以降の功績に対し強い尊敬の念を持っております。True Windは、現時点において、何らかの具体的な提案を行う予定はありませんが、長期的には、対象者がその事業をより多様化させ、特定の一つの資産に企業価値が依拠するような構造を改善する必要がある可能性があると考えております。True Windとしては、対象者の経営陣及び取締役会は、Cellebrite株式の取得又は処分を含む、様々な方法を通じてかかる目的を達成し得ると考えております。対象者は、日本における技術開発及び製造業界の先導者であり、True Wind及び公開買付者は現在の対象者の経営陣と協力のうえ、対象者の企業価値をより長期的に向上させることを期待しております。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(4) 本公開買付け後の株券等の保有方針等

本公開買付けは、議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は取締役の派遣により対象者の経営に直接的な影響を及ぼすことを目的とするものではなく、対象者の経営陣との建設的な対話を通じて、対象者の中長期的な企業価値及び株式価値の向上を支援することにより、本公開買付けにより取得した対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的とするものです。

そのため、本書提出日現在において、公開買付者は、本公開買付けによって取得する対象者株式を処分する予定は有していないものの、例えば、対象者株式の市場株価が対象者の企業価値に比べて割安である状態が解消された場合や、対象者株式の市場株価が対象者の企業価値と比べて割高な状態に至ったと公開買付者が考えた場合には、市場に対するインパクトを考慮しつつ、対象者株式を処分する可能性があります。また、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値及び株式価値の向上へ資するような経営方針の支援や提案を行うことを目指して、本公開買付けによって取得する対象者株式の議決権を行使することを予定しております。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、現時点では、本公開買付け成立後に、対象者株式を追加取得する予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を4,239,500株として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け後に公開買付者が所有する対象者株式の所有割合は最大で19.00%にとどまり、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定です。

なお、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより対象者を上場廃止する意図はなく、対象者株式の流通株式比率(注1)及び流通株式時価総額(注2)を踏まえて、上場廃止基準(流通株式比率25%未満及び流通株式時価総額10億円未満)に抵触しないように配慮した買付予定数を設定しております。

(注1) 公開買付者としては、対象者有価証券報告書及び対象者第2四半期報告書を踏まえて、2024年3月31日時点の対象者の流通株式比率を52.02%と考えており、その場合、公開買付者が買付予定数の上限(4,239,500株)に相当する数の流通株式を買付けたと仮定すると、対象者の流通株式比率は34.36%となります。

(注2) 公開買付者としては、対象者有価証券報告書及び対象者第2四半期報告書を踏まえて、2024年3月31日時点の対象者の流動株式時価総額を349億5,347万7,014円と考えており、その場合、公開買付者が買付予定数の上限(4,239,500株)に相当する数の流通株式を買付けたと仮定すると、対象者の流通株式時価総額は230億8,734万5,366円となります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年6月10日(月曜日)から2024年7月22日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年6月10日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) 但し、当日は新聞休刊日のため、2024年6月11日(火曜日)に掲載します。

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金4,400円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、True Windは、本公開買付け価格を決定するにあたって、相応の時間を費やしてデューデリジェンスを行いました。具体的には、対象者が2019年6月27日付で提出した「第48期有価証券報告書」(2021年3月15日付で提出した「第48期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、対象者が2020年6月26日付で提出した「第49期有価証券報告書」(2021年3月15日付で提出した「第49期有価証券報告書の訂正報告書」を含む。)、対象者が2021年6月25日付で提出した「第50期有価証券報告書」、対象者が2022年6月27日付で提出した「第51期有価証券報告書」、及び対象者有価証券報告書の第一部「第2事業の状況」、「第3 設備の状況」、及び「第5 経理の状況」欄、並びに対象者中期経営計画等の公開情報を分析し、応募株主に対して相当の価値を提供すべく対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムを付すことといたしました。公開買付け価格のプレミアムは、True Windが、対象者の業績及び資本効率が長期的に改善され、対象者が所有するCellebrite株式の価値を増加(対象者及びCellebriteとの間の戦略的提携の強化を通じた増加を含む。)させ続けることができれば、対象者の中長期的な観点での潜在的な企業価値及び株式価値は向上すると考えております。また、True Windは、現在の対象者株式の市場内取引量及び取引価格を踏まえると、True Windとしては市場内取引では実現が難しいと考える数量及び価格で、本公開買付けによって、対象者株主に対しその所有する対象者株式の売却機会を提供できると考えております。また、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑み、市場における株価の動向等、具体的には本公開買付けの公表日の前営業日である2024年6月7日の過去1ヶ月間の終値単純平均値である3,738円、過去3ヶ月間の終値単純平均値である3,443円、及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である2,989円を参照し、それぞれの平均株価に対して、プレミアムを付した価格となる前提で本公開買付け価格を検討しました。また、本公開買付けに対する応募の見通しという観点から、対象者の取締役会からの賛同を事前に取り付けていないことも踏まえて、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただくためのプレミアム水準を確保することを勘案し、本公開買付け価格を4,400円と決定いたしました。本公開買付け価格(4,400円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年6月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,690円に対して19.24%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値3,738円に対して17.71%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値3,443円に対して27.80%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値2,989円に対して47.21%のプレミアムを加えた価格となります。なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析につきましては、参考として初期的な分析を行ったものの、プレミアムの水準は各事例の当時の市場株価や公開買付け者が妥当と考える各事例の対象者の本源的価値の水準によって異なり得ることに加え、本公開買付けは対象者の支配権の獲得を目的としておらず、本公開買付けに類似する目的及び買付け予定数を設定している参照価値のある類似事例が極めて限定的であることから、直接的に比較することは不可能と判断し、本公開買付け価格の検討は考慮しておりません。なお、公開買付け者は、上述の検証を経て本公開買付け価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。</p>

算定の経緯	<p>前記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2021年8月に行われたCellebriteのNASDAQ上場以降、True Windは、対象者の所有するCellebrite株式の市場価格が、対象者株式の評価に完全に反映されていない状況が続いてきたと考えております。より具体的には、True Windは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の時価総額(2024年6月7日現在約88,588百万円(同日の為替レートで約568.6百万米ドル))が、対象者が所有するCellebrite株式の価値(2023年12月31日現在、対象者はCellebrite株式を95,597,718株所有しており、その価値は約1,000百万米ドル(2024年6月7日現在の為替レートで約155,810百万円)を大幅に下回る価格で推移していると考えています。また、True WindはCellebriteの事業について深い知見を有しています。Cellebriteは、主にソフトウェア及びサービス事業で構成される、デジタル捜査ソリューションの業界を率いるサービスプロバイダーであり、これらのソリューションは、公共及び民間の顧客が捜査に係るワークフローを管理し、デジタル(データ)証拠への一層のアクセスを可能とすることに資するものです。True Windは、その関連法人であるTWC Tech Holdings II, LLCを通じて本SPACのスポンサーとなり、Cellebriteを本SPACとの合併を通じて2021年8月にNASDAQ Global Select Marketへ上場させているところ、True Windは、Cellebriteと本SPACとの合併に先立ち、その検討のために、2021年1月からCellebriteの事業に関するデューデリジェンスを行い事業への理解を深めました。また、Cellebriteと本SPACとの合併後、True WindはCellebriteの取締役会に対し当該合併後一定期間は2名の取締役候補者を指名する権利を取得し、True Wind指名の取締役は、Cellebriteの取締役としての職務を遂行する過程で、Cellebriteの事業に関する知見を蓄積し、また、Cellebriteの経営を支援してきました。True Windは、本書提出日現在、Cellebrite株式を13,387,500株(Cellebriteの発行済み株式総数に対して約7%の持分割合)を所有し、加えてCellebrite株式9,666,667株を追加で購入できる権利(Cellebrite株式の発行済み株式総数が2024年3月11日現在の205,297,065株から変動がないと仮定した場合、かかる権利を行使した後のTrue Windの持分割合は約10.72%となります。)を所有しております(なお、Cellebriteは、現在普通株式のみを発行しており、普通株式1株あたり1議決権が付与されております。)。また、True Windは、本書提出日現在、Cellebriteの取締役会に対し1名の取締役候補者を指名する権利を有しております。True Windは、対象者は、対象者の企業価値の向上及び中長期的な株主価値の向上に資するべく、Cellebriteとの間の資本関係や業務上の関係の更なる活用に向けて、より一層の取組みを行っていくことができると考えております。</p> <p>2023年6月頃から、True Windは、対象者に対して、対象者の中長期的な企業価値を向上し、対象者の株主価値と対象者の本源的価値の乖離を縮小するための施策に関して、対象者の経営陣及び一部の取締役との対話を複数回実施して参りました。具体的には、2023年7月から同年10月にかけて実施された複数回の対話において、True Windは、収益増加、リソース配分、M&A取引、人的資本、及びガバナンス強化を含む様々な領域への投資においてTrue Windが提供できる付加価値を示すための資料を提供しました。その後、True Windは、対象者の非公開化に向けた協力関係の構築や第三者割当の方式による新株発行を通じたTrue Windによる対象者への投資等の戦略的な選択肢を含む、本企業価値向上策提案の概要を説明しました。2023年11月、True Windは対象者の代表取締役兼CEOである内海龍輔氏をTrue Windの本拠地であるサンフランシスコに招き、本企業価値向上策提案を正式に提示しました。当該面談の場において、対象者の経営陣は、本企業価値向上策提案について検討する旨の発言はあったものの、本企業価値向上策提案に含まれるいずれの戦略的な選択肢についても実際に検討を行う想定はない旨の姿勢を示し、その後、これらの選択肢に関して取り組もうとすることはなく、対象者から当該提案への対応として意義のある回答は何ら得られませんでした。</p> <p>そのため、対象者第2四半期決算説明会説明資料30頁にも記載されているとおり、対象者株式の時価総額と対象者が所有するCellebrite株式の時価総額の間継続的に差異が生じている状況を踏まえ、True Windは、2024年1月上旬、True Windによる対象者への投資について、更に検討を進めることを決定いたしました。</p>
-------	--

なお、True Windは、本企業価値向上策提案において、上記記載のとおり、対象者の株主価値向上のための広範な選択肢の提案を行いました。もっとも、その後も市場環境は変化していることから、True Windは、対象者の成長可能性、及び対象者の非公開化を含む、本企業価値向上策提案に含まれる戦略的な選択肢の実現可能性を更に検討しました。その結果、①対象者から本企業価値向上策提案への対応が何ら見られないこと、②対象者が2023年6月26日付で提出した臨時報告書によれば、対象者が2023年6月22日に開催した定時株主総会における各議案に対する賛成割合が最も低いもので87.97%であったところ、当該定時株主総会の基準日(2023年3月31日)時点の対象者の大株主の所有株式数に大きな変動が確認されていないこと(注1)を踏まえ、有意の割合の対象者の株主が対象者の現経営方針に賛同していると推測されることから、True Windは、本公開買付け後に、対象者の経営陣及び取締役会に対して、再度本企業価値向上策提案を行うことや対象者の非公開化を提案することは現時点では考えておりません。もっとも、上記のとおり、True Windは、対象者株式の市場価格は、対象者の資産(具体的には、対象者が所有するCellebrite株式)の価値に比して低い価格となっていると考えておりますが、対象者の経営方針を近い将来において変更しない場合であっても、対象者株式の市場株価、対象者が所有するCellebrite株式の数及び市場株価は全て公表情報であり、全ての投資家が知り得る情報であることから市場の原理によって当該差異は経年により解消され、対象者の株主に利益をもたらすと考えているため、対象者株式の値上がり益及び配当金を得ることを目的として、本公開買付けの実施を検討することといたしました。

具体的には、True Windは、Simpson Thacher & Bartlett LLP及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をリーガルアドバイザーとして選任し、前記「(1) 本公開買付けの概要」記載のTrue Windの投資目的、並びに対象者の経営陣及び取締役会にTrue Windとの建設的対話に真摯に応じてもらうために必要であると考えられる水準の対象者株式(具体的には、前記「(1) 本公開買付けの概要」記載の買付予定数の下限(3,793,400株)以上の数)を取得することについて、本格的な検討を開始いたしました。True Windは、かかる水準の対象者株式を取得する上で唯一の確実な方法は、本公開買付けによる方法のみと考えております。

以上の検討を経て、公開買付者は、2024年6月7日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、True Windは、本書提出日現在まで、対象者から本企業価値向上策提案に対する正式な回答を受領しておりません。公開買付者としては、かかる状況を踏まえ、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さく、他方で、True Windが本公開買付けを検討している事実を知る関与者が増加すると何らかの情報開示により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになる等のデメリットが大きいものと考えたことから、本公開買付けに先立ち対象者と本公開買付けに関する協議は行わないこととしました。

(注1) 対象者有価証券報告書及び対象者第2四半期報告書によれば、東海エンジニアリング、藤商事、内海倫江氏及び渡辺恭江氏の2023年3月31日時点の所有株式数及び2023年9月30日時点の所有株式数は以下のとおりで変動がなく、かつ、東海エンジニアリングは2023年3月31日以降、大量保有報告書の変更報告書を提出しておりません。また、Oasisが2020年5月19日付で提出した大量保有報告書の変更報告書(4)の訂正報告書及び2024年3月26日付で提出した大量保有報告書の変更報告書(5)によれば、Oasisの2022年4月20日時点の所有株式数及び2024年3月18日時点の所有株式数は、それぞれ3,657,100株及び4,510,971株です。

	2023年3月31日時点	2023年9月30日時点
東海エンジニアリング	4,267,600株	4,267,600株
藤商事	940,000株	940,000株
内海倫江氏	680,000株	680,000株
渡辺恭江氏	680,000株	680,000株

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,239,500(株)	3,793,400(株)	4,239,500(株)
合計	4,239,500(株)	3,793,400(株)	4,239,500(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,793,400株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,239,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は関係法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	42,395
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年6月10日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年6月10日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)	222,086
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	19.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	19.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,239,500株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年6月10日現在)(個)(d)」は、公開買付者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年2月13日付で提出した「第53期第3四半期報告書」に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式並びに第5回新株予約権、第6回新株予約権、第9回新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数(24,007,728株)から自己株式数(1,769,277株)を控除した株式数(22,238,451株)に、対象者登記に記載された2024年5月22日現在残存する第5回新株予約権(81個)の目的となる株式数(8,100株)、第6回新株予約権(150個)の目的となる株式数(15,000株)、第9回新株予約権(4,664個)の目的となる株式数(46,640株)の合計(69,740株)を加算した株式数(22,308,191株)に係る議決権の数(223,081個)を分母として、計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

① 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2024年5月16日付で、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。)第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得することができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2024年5月24日より株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

① 外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 2024年5月23日

許可等の番号 J D第195号

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

※公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を保有されていない応募株主の方で、日本国内に居住される個人の方は、復代理人であるマネックス証券株式会社に口座を開設してください。それ以外の方は、三田証券株式会社に口座を開設してください。

(三田証券株式会社から応募される場合)

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。
- ② 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。)に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。
- ④ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ(<https://mitasec.com>)上で本公開買付けの応募に係る専用口座(注2)の開設手続を行うことができます(詳しくは、公開買付代理人のお客様ダイヤル(電話番号:03-3666-0715)までご連絡ください。)。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は、法人番号を告知いただく必要があります。)。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。
- ⑤ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)が必要になります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人における応募の受け付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面(コピー)	個人番号カードの表面(コピー)
B	通知カード(コピー)	a のいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a 又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等

b. 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・登記簿謄本又はその抄本(原本) ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類 又はbの中から2種類)のコピー

・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限り、

※ 各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時まで申し込む方法にて、応募してください。
- ② 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」といいます。)に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座(公開買付復代理人)に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 本公開買付において、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。
- ④ 公開買付復代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注4)が必要となります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等にかかる売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注5)。
- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注4) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について
 公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券総合取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と本人確認書類(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。)が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
個人番号カード(両面)	不要
通知カード	運転免許証

郵送手続での口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
個人番号カード(両面)	不要	
通知カード	顔写真付き (右記のいずれか1点)	運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)等
	顔写真なし (右記のいずれか2点)	住民票の写し、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記のいずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書		

※ 個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)にてご確認ください。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

(注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
 日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客様ダイヤル(電話番号：0120-846-365 携帯電話からは03-6737-1666)までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	18,653,800,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a)+(b)+(c)	18,685,800,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(4,239,500株)に、本公開買付価格(4,400円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
	計			—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
TWファンドからの出資(注1、2、3)	19,120,540
計(d)	19,120,540

(注1) 公開買付者は、普通株式の出資の裏付けとして、公開買付者のリミテッド・パートナーであるTrue Wind Capital II, L.P.及びTrue Wind Capital II-A, L.P.(併せて以下「TWファンド」といいます。)から、19,120,540,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年6月7日付で取得しております。

(注2) TWファンドは、いずれも米国デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。TWファンドに対する出資コミットメントは、主として海外の私的年金基金、民間投資ファンド及び非営利団体等の機関投資家、ファミリーオフィス並びに個人投資家(TWファンドの投資家であるリミテッド・パートナーを、以下「TWファンドLP」といいます。)によって行われています。各TWファンドLPは、それぞれ一定額を上限として、TWファンドに金銭出資を行うことを約束しており(当該上限額を、以下「コミットメント金額」といいます。)、投資期間内に、TWファンドのジェネラル・パートナーであるTrue Wind Capital GP II, LLC(以下「TWファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各TWファンドLPは、TWファンドGPにより書面にて合意された特定の投資家に関する規制が適用される場合又は出資を行うことが適用法令若しくは規制に違反する可能性がある場合等一定の限定された場合を除き、それぞれの未使用のコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、TWファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。また、一部のTWファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のTWファンドLPは、その出資義務を免れるものではなく、TWファンドGPの求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資する契約上の義務を負っております。

(注3) TWファンドGPは、各TWファンドLPからの出資の履行能力に関する表明及び保証の取得、並びにTWファンドLPのこれまでの出資履行の実績及びTWファンドと同種の投資ファンドやその他の関連する投資案件への十分な投資経験により、その資力につき確認しております。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

19,120,540千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(2) 【決済の開始日】

2024年7月29日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,793,400株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,239,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数)減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(3,729百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(3,729百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) ご参考：発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1株あたりの配当額は167.72円に相当します(具体的には、対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の純資産額37,299百万円の10%(百万円未満を切り捨てて計算しています。)に相当する額である3,729,900,000円を、対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(24,007,728株)から、対象者決算短信に記載された2024年3月31日現在の対象者の自己株式数(1,769,277株)を控除した22,238,451株で除し、1円未満の端数については、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。)

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項但し書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

(1) 【団体の沿革】

年月	概要
2024年3月	ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)は、2024年3月28日付で米国デラウェア州法に基づき組成及び登録された、True Wind Capital II, L.P.、True Wind Capital II-A, L.P.をリミテッド・パートナー、True Wind Capital GP II, LLCをジェネラル・パートナーとするリミテッド・パートナーシップです。

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

(団体の目的)

対象者普通株式の取得及び保有

(事業の内容)

投資業

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

2024年6月10日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	出資額
True Wind Capital II, L.P.	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィルミントン、1209オレンジストリート19801	0円
True Wind Capital II-A, L.P.	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィルミントン、1209オレンジストリート19801	0円
True Wind Capital GP II, LLC	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィルミントン、1209オレンジストリート19801	0円

(4) 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

公開買付者であるヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)のジェネラル・パートナーであるTrue Wind Capital GP II, LLCの役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

2024年6月10日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴
マネージングメンバー	—	アダムH. クラマー	1970年8月20日	1992年6月 Morgan Stanley入社 1995年3月 Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.入社 2014年4月 True Wind Capital Management, L.P./ファウンディングパートナー 2019年12月 True Wind Capital GP II, LLC /マネージングメンバー(現任)
マネージングメンバー	—	ジェームズH. グリーン、ジュニア	1950年9月19日	1974年6月 Bankers Trust Company入社 1986年6月 Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.入社 2014年4月 True Wind Capital Management, L.P./ファウンディングパートナー 2019年12月 True Wind Capital GP II, LLC /マネージングメンバー(現任)

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年6月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株 券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年6月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株 券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合 計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年6月10日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株券	—（個）	—（個）	—（個）
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
（所有潜在株券等の合計数）	（—）	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
公開買付者	普通株式	100株	—	100株

(注) 公開買付者は、2024年5月29日を約定日、同月31日を受渡日として、対象者株式100株を1株当たり3,250円で市場内で取得しております。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

- (1) 公開買付者と対象者との間の取引
該当事項はありません。
- (2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引
該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

- (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容
該当事項はありません。
- (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容
該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
	2023年12月	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高株価	2,350	2,437	3,260	3,650	3,635	4,275	3,730
最低株価	2,038	2,223	2,350	2,985	2,930	3,145	3,220

(注) 2024年6月については、2024年6月7日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数(単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 【大株主及び役員所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)2022年6月27日東海財務局長に提出

事業年度 第52期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月26日東海財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月13日東海財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

サン電子株式会社

(愛知県江南市古知野町朝日250番地)

サン電子株式会社 東京事業所

(東京都中央区築地五丁目6番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年5月14日付で対象者決算短信を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

決算年月	連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	10,045百万円
営業利益	312百万円
経常利益	△4,114百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△3,777百万円

② 1株当たりの状況(連結)

決算年月	連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益	△169.82円
1株当たり配当金	40円
1株当たり純資産額	1,670.86円

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	25,243,249	26,220,033	26,662,815	37,205,435	37,449,092
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△352,939	△1,875,717	881,396	9,673,717	14,174,666
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△985,060	△3,440,219	47,377	2,818,774	6,878,387
包括利益 (千円)	△1,139,122	△3,585,498	△435,214	8,375,523	13,510,337
純資産額 (千円)	10,054,397	18,605,548	20,820,746	27,040,281	35,013,806
総資産額 (千円)	26,761,163	41,636,625	49,785,150	82,088,168	41,758,288
1株当たり純資産額 (円)	381.61	556.51	601.92	1,018.23	1,542.39
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△43.63	△152.47	2.08	117.77	292.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	1.98	108.47	278.46
自己資本比率 (%)	32.2	30.1	28.9	29.7	83.6
自己資本利益率 (%)	△10.1	△32.5	0.3	14.5	23.2
株価収益率 (倍)	—	—	1,766.8	16.5	6.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,226,080	△46,489	6,110,885	3,632,940	△13,518,612
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,893,631	△5,123,112	△910,832	4,020,857	△25,131,298
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	592,006	11,236,435	3,598,193	△3,036,636	25,574,225
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	6,887,545	12,674,157	21,113,250	27,438,438	2,934,094
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,013 (114)	1,135 (86)	1,038 (88)	1,171 (102)	302 (89)

- (注) 1 第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 第48期及び第49期の株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
- 4 第49期における数値は、過年度の決算訂正を反映した数値となっております。なお、同期間の訂正後の有価証券報告書については、2021年3月15日に提出しております。
- 5 第50期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第49期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
- 6 第52期における総資産額の大幅な減少は、対象者の連結子会社であったCellebrite DI Ltd.及びその子会社13社を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ移行したことに伴うものであります。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	6,427,735	7,000,751	5,484,558	8,046,965	8,051,251
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△105,656	△128,483	△52,011	8,579,594	3,415,618
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,746,547	△1,651,543	△83,575	23,998,034	3,212,903
資本金 (千円)	1,009,379	1,016,786	2,062,839	2,086,192	2,089,685
発行済株式総数 (株)	22,585,300	22,627,400	23,961,128	23,992,328	23,998,828
純資産額 (千円)	5,804,366	3,688,462	5,655,941	32,080,501	31,876,890
総資産額 (千円)	11,723,881	10,574,043	13,465,520	47,076,287	36,848,260
1株当たり純資産額 (円)	249.94	156.22	234.60	1,337.97	1,403.78
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (—)	— (—)	10.00 (—)	40.00 (20.00)	20.00 (—)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	△77.36	△73.19	△3.66	1,002.69	136.78
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	1,000.79	136.55
自己資本比率 (%)	48.1	33.4	41.7	68.0	86.2
自己資本利益率 (%)	△25.7	△36.0	△1.8	127.5	10.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	1.9	14.1
配当性向 (%)	—	—	—	4.0	14.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	359 (19)	353 (14)	240 (9)	224 (13)	217 (16)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	123.8 (95.0)	186.8 (85.9)	524.0 (122.1)	284.7 (124.6)	285.9 (131.8)
最高株価 (円)	975	2,019	4,380	4,055	2,508
最低株価 (円)	393	855	1,167	1,662	1,379

- (注) 1 第48期、第49期及び第50期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 第48期、第49期及び第50期の株価収益率及び配当性向は、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第51期の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。